

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
平成29年 5月1日	平成29年 5月15日	- 平成24年 2 月27日付異議申立書 - 異議申立てに対する決定について (平成24年 2 月27日付異議申立て) - 平成24年 8 月27日付異議申立書 - 異議申立てに対する決定について (平成24年 8 月27日付異議申立て)	部分公開	1 号	人事室	人事課(人事グループ)
平成29年 5月29日	平成29年 6月12日	審議会諮問通知書(平成27年 5 月22日付け大人事第10号) (なお、平成28年 3 月17日付けの 大個審答申第85号「大阪市個人情報保護 条例第45条に基づく不服申立てにつ いて(答申)」については、市政改革 室において対応します。)	部分公開	1 号	人事室	総務課
平成29年 5月29日	平成29年 6月12日	開示請求で審査請求あったものに係 り、H27年度以降答申出ているもの で、審査請求書提出から諮問通知書 作成までに31日以上かかったものに ついての、③31日以上かかった特段 の理由が確認できる文書と決裁。た だし、同一申出人で複数案件があり 複数所属にまたがる場合は所属ごと に最古のもの1件。 (人事室に係るものについて)	不存在	号	人事室	総務課
平成29年 5月29日	平成29年 6月12日	大阪市情報公開条例第17条に基づく 不服申立てについて(答申)(平成 27年 6 月 1 日付大情審答申第391号)	公開	号	人事室	人事課(人事グループ)
平成29年 5月29日	平成29年 6月12日	- 審査会諮問通知書(平成23年11月 22日付け大総務人第315号) - 審査会諮問通知書(平成23年11月 22日付け大総務人第316号) - 審査会諮問通知書(平成23年11月 22日付け大総務人第317号) - 審査会諮問通知書(平成23年11月 22日付け大総務人第318号)	部分公開	1 号	人事室	人事課(人事グループ)
平成29年 5月29日	平成29年 6月12日	公開請求で審査請求あったものに係 り、H27年度以降答申出ているもの で、審査請求書提出から諮問通知書 作成までに31日以上かかったものに ついて、③31日以上かかった特段の 理由が確認できる文書とその決裁。 ただし、同一申立人で複数案件があ り、複数所属にまたがる場合は所属 ごとに最古のもの1件。 (人事室に係るものについて)	不存在	号	人事室	人事課(人事グループ)